



蓮

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

7月

(文月) JULY

22日・海の日 23日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 国税職員の定期人事異動

国税職員の定期人事異動日は、毎年7月10日とされています。異動する人数は職員の約3分の1にあたり、概ね2年おきに異動します。異動先は同じ国税局・税務署だけでなく、他の国税局やその管轄税務署のほか、国税庁、財務省などの場合もあり、民間の会社員同様、引っ越しが伴うケースも少なくありません。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月12日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 7月12日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 8月2日
- 国 税／5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 8月2日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 8月2日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月12日
- 労 務／労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月12日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告(4月～6月分) 8月2日

令和三年度税制改正 所得拡大促進税制の改正ポイント

中小企業における制度の見直しを中心に

令和三年度税制改正では、新型コロナウイルスの拡大・蔓延により、大企業、中堅企業、中小企業の規模に関わらず影響を受けていることから、経済再生に向けた税制改正の一環として、「所得拡大促進税制（賃上げ・投資促進税制）」について見直しが行われました。

今回は、中小企業向けの所得拡大促進税制を中心に整理してみます。

I 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

所得拡大促進税制は、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税等から税額控除できる制度ですが、現状では、新型コロナウイルスの影響で経営環境の悪化が続く中、賃上げはおろか雇用維持への懸念も拡がっています。

そこで、中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限が二年延長されました。

1 改正前の制度の内容

中小企業者等が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前年度以上、かつ、継続雇用者給与等支給額が前年度比で一・五%以上増加しているときは、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の一五%に相当する金額を税額控除します。

ただし、法人税額の二〇%相当額が限度です。

※雇用者給与等支給額とは、国内雇用者に支払った給与等の総額、継続雇用者給与等支給額とは、この制度の適用年

の前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者のうち一定の者に支払った給与等の総額です。

なお、国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特扶関係者、個人事業主と特殊の関係のあるものは含まれません。また、次の要件を満たす場合は、

中小企業における所得拡大促進税制

(財務省資料)

〈改正前〉	《改正後》
【要件】 ①継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上 ②雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること 【税額控除】 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度	【要件】 ・雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上 【税額控除】 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

①当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.1倍、②中小企業等経営強化法の認定に係る計画（【改正後】中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加）における経営力向上の証明

税額控除率が一〇%以上乗せされ二五%になります。

① 継続雇用者給与等支給額が前年度比で二・五%以上増加していること

② 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

イ 教育訓練費が前年度比で一〇%以上増加している
ロ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に行われている

2 改正の内容

(1) 給与等支給要件の見直し
給与等支給要件について、「継続雇用者給与等支給額」から「雇用者給与等支給額」の前年度比と比較とされ、企業全体の支給額の増加で判定されます。

この見直しにより継続雇用者の集計が不要となり、煩雑だった集計計算にかかる労力を削減でき、利用しやすくなりました。

(2) 上乗せ措置要件の見直し
原則一五%の税額控除を二五%とする上乗せ措置について、「継続雇用者給与等支給額」の前年度比二・五%以上増加との



要件が、「雇用者給与等支給額」で前年度比二・五%以上増加とされました。

また、教育訓練費増加等の要件である中小企業等経営強化法の認定に係る計画について、中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画が追加されました。

(3) その他

給与等の支給額から控除する金額の範囲が明確化され、前記(1)、(2)の要件を判定する場合に、雇用調整助成金は雇用者給与等支給額から控除しないこととされますが、税額控除率を乗ずる基礎となる金額は、雇用調整助成金を控除して計算した金

額が上限となります。

(4) 留意点

改正の適用期間は、令和三年四月一日から五年三月三十一日までの間に開始する事業年度とされています。一般的に令和四年二月決算までは、旧規定が適用され混乱しやすいところもありますので、注意が必要です(後述する「Ⅱ 人材確保等促進税制」も同様)。

Ⅱ 人材確保等促進税制(大企業・中堅企業向け所得拡大促進税制)

大企業、中堅企業向けの所得拡大促進税制の見直しでは、新たな人材獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた場合、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置等が設けられ、「人材確保等促進税制」に改組されました。

改正の内容

(1) 給与等支給要件の見直し
これまでの「継続雇用者給与

等支給額」の前年度比較から「新規雇用者給与等支給額」の前年度比較によるものに見直され、その増加率についても二%(改正前・三%)以上であれば雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限に新規雇用者給与等支給額の一五%の税額控除が受けられます。

※ 「新規雇用者給与等支給額」とは、国内事業所で新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者に対してその雇用した日から一年以内に支給する給与等支給額です。

(2) 設備投資要件の見直し
これまで設けられていた「国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の九五%以上」の要件が廃止されています。

(3) 税額控除率の上乗せ要件の見直し

税額控除率が上乗せできる教育訓練費の増加要件が、前年度(改正前・前年度・前々年度の平均)比一・二倍であれば控除率が五%上乗せされ、二〇%の税額控除が受けられるよう要件の緩和が図られました。

寝たきりの老人がいるときの所得控除

その年の12月31日現在（以下、「年末」といいます。）で引き続き6カ月以上にわたって、身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする（介護を受けなければ排便等をすることができない程度の状態にあると認められる）人は特別障害者に該当し、このような人が扶養親族又は同一生計配偶者（納税者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除きます。）のうち、合計所得金額が48万円以下であるもの）であるときは、所得税の障害者控除を受けることができます。

障害者控除額は、特別障害者に該当する場合は40万円、その特別障害者が控除対象配偶者（同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である者の配偶者）又は扶養親族で、かつ、納税者又は納税者と生計を一にするその他の親族のいず

れかとの同居を常としている場合は75万円です。

また、寝たきりの状態にある人が、控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年末の年齢が16歳以上の人）又は控除対象配偶者に該当する場合には、障害者控除に加え扶養控除又は配偶者控除を受けることができます。

老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年末の年齢が70歳以上の人）に係る控除額は、同居老親等（老人扶養親族のうち納税者又はその配偶者の直系尊属で、納税者又はその配偶者と同居を常としている人）は58万円、それ以外の者は48万円です。

老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年末の年齢が70歳以上の人）に係る控除額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額により異なり、納税者本人の合計所得金額が900万円以下は48万円、900万円超950万円以下は32万円、950万円超1,000万円以下は16万円となります（平成30年分以後）。

所得税

立退料を支払ったとき

賃貸する建物から借家人に立ち退いてもらうために、立退料を支払うことがあります。

その際の立退料の取扱いについては、賃貸している建物やその敷地を譲渡するために支払う立退料は、譲渡に要した費用として譲渡所得の金額の計算上控除されますが、これに当たらない立退料で、不動産所得の基因となっていた建物の賃借人を立ち退かすために支払う立退料は、不動産所得の金額の計算上必要経費となります。

また、土地、建物等を取得する際に、その土地、建物等を使用していた者に支払う立退料は、土地、建物等の取得費又は取得価額になります。

そして、敷地のみを賃貸し、建物の所有者が借地人である場合に、借地人に立ち退いてもらうための立退料は、通常、借地権の買い戻しの対価となりますので土地の取得費になります。

消費税の中間申告額がマイナスの場合

Q 消費税の中間申告において、仮決算をしたところ申告額がマイナスになりました。控除不足額の還付を受けることができるのでしょうか。

A その課税期間について納付すべき税額が発生するか還付金が発生するかは確定申告によって確定するものですから、仮決算による中間申告額がマイナスとなった場合であつ

ても中間申告において還付を受けることはできません。この場合の中間納付額は零円となります。

なお、仮決算の結果中間申告額がマイナスとなる場合でも、中間申告書を提出しない場合には直前の課税期間の確定税額の六カ月（三カ月又は一カ月）相当額による中間申告書の提出があつたものとみなされます。